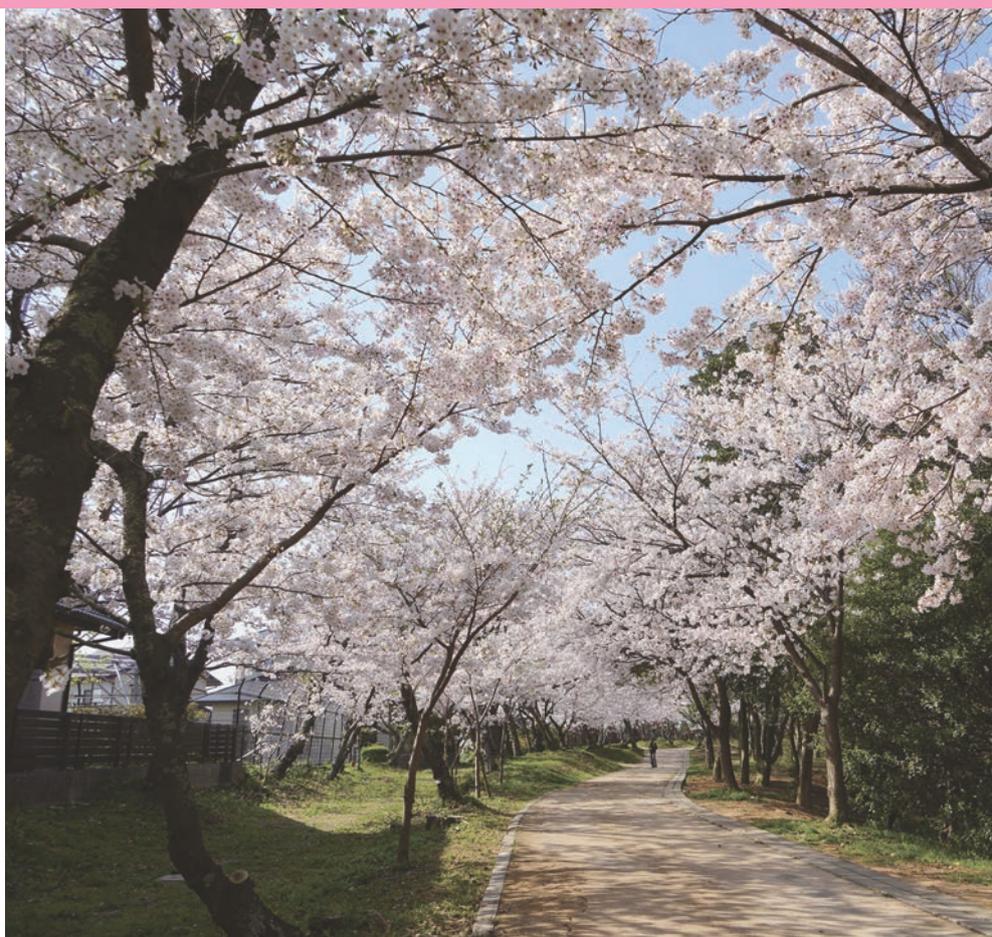




第5章 計画の推進に当たり

- 1 協働のまちづくりの考え方
- 2 まちづくりの役割分担
- 3 参加と協働の取組
- 4 協働のまちづくりの実践
- 5 計画の進行管理



第5章 計画の推進に当たり

本章では、都市計画マスタープランを推進するための行政・住民等の役割や計画の進行管理の方針を示します。

1 協働のまちづくりの考え方

近年、社会経済情勢は大きく変化し、住民一人ひとりの価値観が多様化するなど、地域社会の課題が複雑化しています。特にまちづくりにおいては、人口減少・少子高齢社会の進展に伴う地域活力の低下など、取り組むべき課題は山積しています。

こうした課題には、従来、行政が主体的に対応してきましたが、より複雑、多様化する住民ニーズやそれぞれの地域課題に対し、これまでのような行政主導のまちづくりでは十分応えることは難しくなってきました。

このため、住民や事業者などそれぞれの役割を担いながら、地域の特性に応じた魅力と活力ある地域づくりに協働で取り組む必要があります。

2 まちづくりの役割分担

(1) 住民・住民団体等の役割

ア 住民や住民団体等は身近な地域をより良いまちにするため、地域の連帯意識を醸成し、まちづくりの主役として責任と自覚を持ち、主体的に行動する必要があります。

イ 行政が進める施策や事業に対して関心を持ち、理解を深めるとともに、地区計画等を活用したルールづくりをはじめ、緑化や景観の形成など、住民が主体となった活動に取り組む必要があります。

(2) 事業者・大学等の役割

ア 事業者・大学等は、事業活動を営む地域の住民や行政と連携・協力するとともに、自らの事業活動を活かした専門的なノウハウを活用し、地域環境の向上や災害時の支援、美しい景観づくりなどに取り組む必要があります。

(3) 行政の役割

ア 町は、広く住民の意見を聴き、透明性の高い行政運営を行うとともに、公正かつ効率的で質の高い行政サービスの提供に努めます。

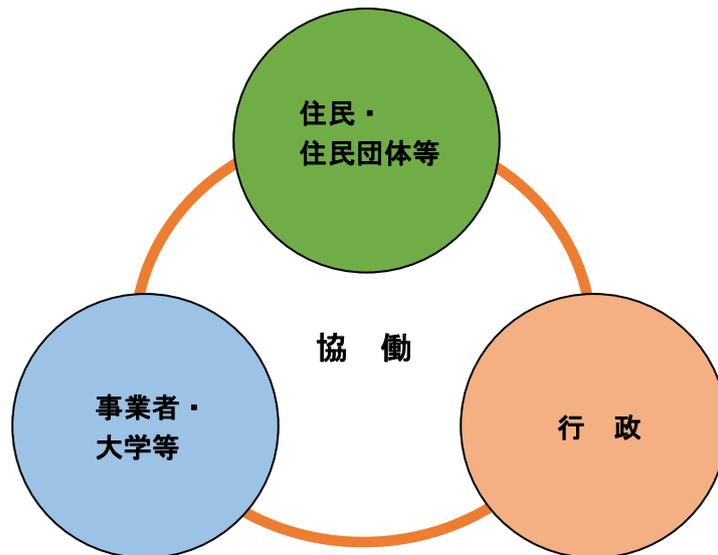
イ 住民・住民団体、事業者・大学等と一体となったまちづくりを推進するため、住民主体のまちづくりに対して、積極的な支援に努めます。



【雨水流出抑制のための雨庭づくり】



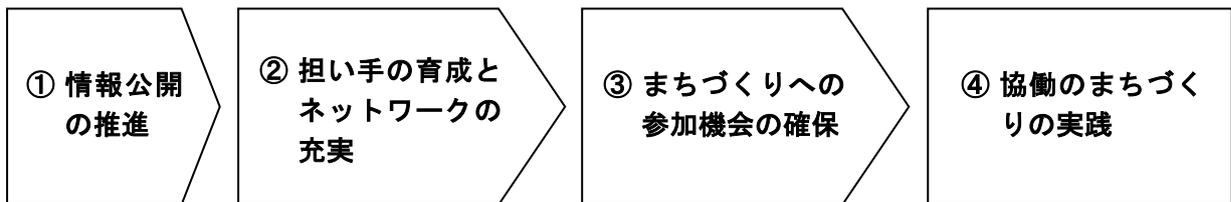
【松林の保全活動】



図：まちづくりの役割分担

3 参加と協働の取組

参加と協働の取組は、「情報公開の推進」、「担い手の育成とネットワークの充実」、「まちづくりへの参加機会の確保」、「協働のまちづくりの実践」の順に、取組を進めます。



図：参加と協働

(1) 情報公開の推進

- ア 広報誌やウェブサイト、SNS等、多様な媒体を活用した、さらなる情報発信に努めます。
- イ 個人情報保護にも配慮した行政情報の公開に努めるとともに、住民の利便性の向上や町が保有するデータの利活用の促進に向けて、オープンデータ化に取り組みます。

(2) 担い手の育成とネットワークの充実

- ア 住民ワークショップの開催や出前講座の実施等を通じて、まちづくりの担い手となる地域人材の育成を図ります。併せて、新宮町まちづくり活動支援要綱に基づく助成金等の活用促進やまちづくりアドバイザーの派遣制度の創設の検討など、支援制度の充実を図ります。
- イ 住民団体や行政区、ボランティア団体、NPO（特定非営利活動団体）等まちづくりを担う団体間のネットワークの充実を図り、地域の課題解決につなげます。

(3) まちづくりへの参加機会の確保

- ア 各種審議会や委員会等への住民の参画や、ワークショップなど多様な参加機会を提供するとともに、開催場所・日時等の実施方法の工夫など、住民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりを推進します。
- イ 住民や住民団体、学生等が、地域課題の解決やまちづくりについて話し合い、交流できる場の創出に取り組みます。

4 協働のまちづくりの実践

(1) まちづくり活動への支援

- ア 住民の主体的なまちづくりを推進するため、住民活動団体、NPO（特定非営利活動団体）、住民ボランティア等の支援を充実します。
- イ 本町では、住民の主体的なまちづくり活動の支援制度として、新宮町まちづくり活動支援要綱に基づく事業を展開しています。この制度をうまく活用し、地域で支え合うまちづくりを広げます。

(2) 効率的かつ効果的な事業の推進

- ア 限られた財源の中で、効率的かつ効果的にまちづくりを進めるため、住民のまちづくりに対する機運を醸成するとともに、事業の必要性、緊急性などを検証し、「選択と集中」により、まちづくりの効果の高いものから順に事業を進めます。また、国や福岡県における補助・助成制度を有効に活用します。

(3) 関係機関等との連携強化と新たな制度の適切な運用

- ア 庁内組織の横断体制の充実や政策立案能力の向上を図るとともに、国や福岡県等の関係機関との連携を強化し、広域連携に効率的なまちづくりを推進します。また、町や地域の実情にあわせて、国の補助金（交付金）等を活用した新たな制度の導入を検討します。



【まちづくり住民会議】



【登下校時の見守り活動】



【湊坂地区 花いっぱい運動】



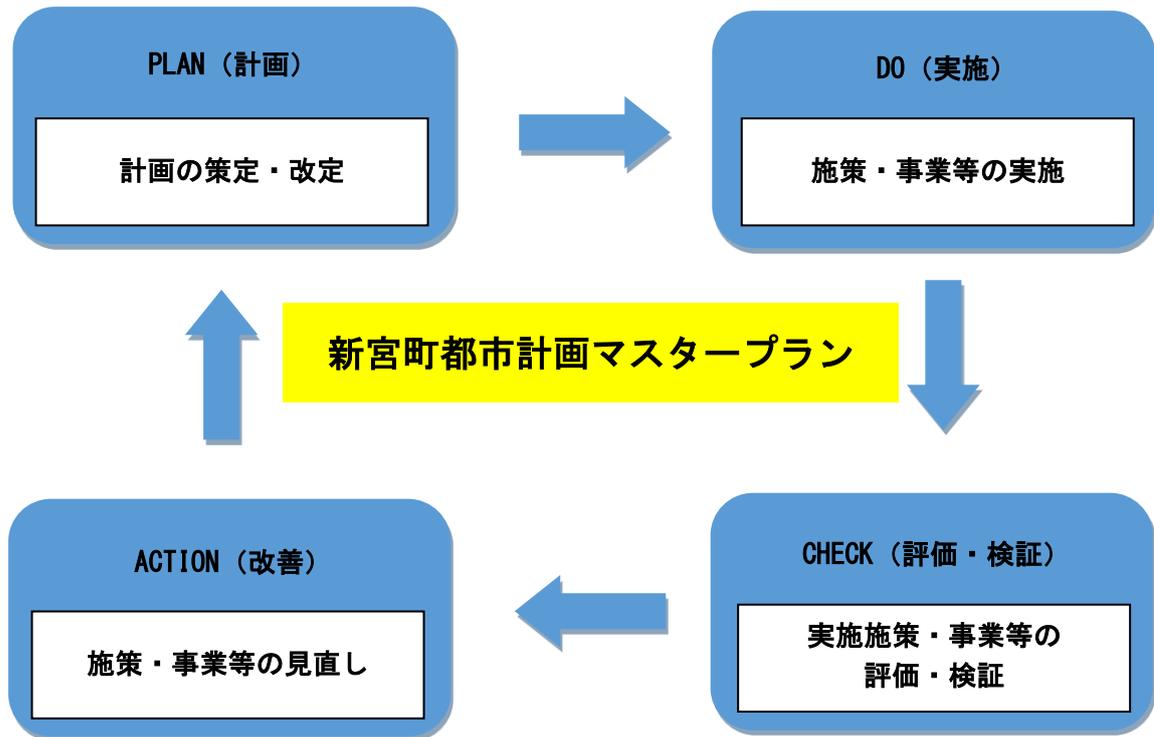
【立花口地区防災訓練】

5 計画の進行管理

(1) 計画の見直し

都市計画マスタープランにおいては、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価・検証）、ACTION（改善）のPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

また、今後の社会情勢の変化や上位・関連計画と整合を図るため、おおむね5年サイクルを基本として、進捗状況の評価や検証を行い、必要に応じて適宜見直しを検討します。



図：PDCA サイクルによる進行管理



図：計画の見直しの流れ

(2) 評価・検証の指標

第3章「全体構想」において示した各種方針の目標ごとに、評価・検証の目安として、以下のとおり指標を設定します。なお、目標値については、新宮町総合計画や新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略などにおいて設定した数値であり、これら目標値（指標）に対する達成度などを参考に評価・検証を行います。

指標の例	目標値 R13(2031)年度	中間値 R5(2023)年度	実績値 H30(2018)年度	備考 関連する方針等
耕作放棄地面積	81ha	81ha	149ha 【H27(2015)】	土地利用
都市計画道路整備率	66.5%	56.1%	54.8%	道路の整備
狭あい道路実延長	62,116m	62,247m	62,446m	道路の整備
コミュニティバス乗車人数	250,000人/年	238,967人/年	235,068人/年	公共交通や交通施設の整備
JR新宮中央駅乗降客数	11,000人/日	10,354人/日	9,892人/日	公共交通や交通施設の整備
西鉄新宮駅乗降客数	1,600人/日	1,464人/日	1,422人/日	公共交通や交通施設の整備
人口一人当たりの公園面積	7.9㎡/人	7.04㎡/人 【R6(2024)】	5.37㎡/人	公園・緑地の整備
荒廃森林整備事業の実施面積	53.7ha	44.81ha	0.0ha	公園・緑地の整備 ※荒廃森林整備事業は令和9年度まで
下水道雨水幹線の整備率	85.0%	80.6%	83.7%	河川・水路の整備
下水道（污水）人口普及率	95.0%	86.5%	82.9%	下水道の整備
土地区画整理事業の施行地区数	10地区	8地区	6地区	市街地の開発・整備
地区計画の決定区域面積	371.4ha	300.4ha	240.4ha	市街地の開発・整備
住宅総数に占める空き家の割合	7.0%	8.4%	7.0%	市街地の開発・整備
建築協定・緑地協定締結地区数	29地区	23地区	22地区	景観形成
防災訓練等への参加人数	3,490人/年	2,112人/年 【R6(2024)】	1,728人/年 【R1(2019)】	安全・安心なまちづくり
自主防災及び自主防犯組織数	18団体	14団体	10団体	安全・安心なまちづくり
犯罪認知件数	150件/年	195件/年	197件/年	安全・安心なまちづくり
新宮町クリーン作戦参加人数	2,400人	1,642人 【R7(2025)】	2,261人	環境保全 ※令和2年度～令和6年度は中止
河川等水質調査結果（BOD）	2.4mg/L以下	2.2mg/L	2.4mg/L 【R1(2019)】	環境保全
1日1人当たりのごみの排出量	759g	817g	847g	環境保全
ごみのリサイクル率	21.5%	11.7%	10.7%	環境保全